

議案第40号

北名古屋市教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部改正について

北名古屋市教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長が一本化されるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部を改正する条例

北名古屋市教育委員会の委員の定数を増加する条例（平成20年北名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北名古屋市教育委員会の組織に関する条例
本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の北名古屋市教育委員会の組織に関する条例の規定は適用せず、改正前の北名古屋市教育委員会の委員の定数を増加する条例の規定は、なおその効力を有する。